男女共同参画基本計画(第2次)のポイント

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化 によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

男女雇用機会均等の推進

・男女雇用機会均等法を改正。

(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、 常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ·保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援 策の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし・まちづくり・観光、環境)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

・医療関係者及び国民に男女の性差医療についての知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

·男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域·家庭 等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や自立支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施 策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。